

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	三
○特定計量器の定期検査の実施(二件)	(産業立地推進課)	三
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	四
○保安林の指定の解除の予定(三件)	(森林整備課)	四
○県道の路線認定	(道路課)	五
○道路の区域決定	(同)	五
○道路の区域変更	(同)	五
○道路の供用開始(三件)	(同)	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	六
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可	(同)	六
○都市計画事業の事業計画の認可(二件)	(下水道課)	七
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	七
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	八
公 告		
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧	(農村振興課)	八
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁高校教育課)	八
収用委員会		
○県道丸森柴田線坂津田事件審理の開始		一〇

正 誤

○宮城県公報第二八四〇号(平成二十九年三月十日付け)中

一〇

告 示

○宮城県告示第二百五十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

大崎市古川千手寺町二丁目三十四番四、三十六番五、三十六番六、三十六番七、三十六番九、三十七番二、三十八番二、三十八番三、三十九番一、三十九番三、四十番一、五十二番一、五十四番一、五十五番一、五十五番二、五十六番一、五十一番一地先及び五十二番一地先
大崎市古川千手寺町二丁目四番、三十四番一、三十四番三、三十六番四、三十六番八、四十番二、四十番三、四〇番四、四十一番一、四十二番一、四十二番二、四十三番二、四十四番一、四十四番四、四十六番、四十八番一、四十八番三、五十一番一、五十七番一、四十六番地先及び四十八番一
地先の一部とし、次の図のとおりとする。

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する。

○宮城県告示第二百五十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原一〇〇	平成二十九年三月二十日	平成三十二年三月十日
登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四	平成二十九年三月二十一日	平成三十二年三月二十日

○宮城県告示第二百五十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十九年五月九日	栗原市 金成	午前十時三十分から午後二時三十分まで	金成農村環境改善センター（JA栗つこ金成中央支店裏）
五月十二日	栗原市 若柳川南	午前十時三十分から午後二時三十分まで	若柳多目的研修センター
五月十五日	栗原市 若柳川北	午前十時三十分から午後二時三十分まで	若柳公民館
五月十六日	栗原市 栗駒	午前十時三十分から午後二時三十分まで	栗駒総合支所

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
五月十七日	栗原市 栗駒	午前十時三十分から午後二時三十分まで	栗駒総合支所
五月十九日	栗原市 高瀬清水	午前十時三十分から午後二時三十分まで	高清水総合支所
五月二十二日	栗原市 花山	午前十時三十分から午後二時三十分まで	一迫公民館
五月二十三日	栗原市 志築波	午前十時三十分から午後三時まで	築館ふるさとセンター
五月二十四日	栗原市 志築波	午後三時から午後十時三十分まで	築館ふるさとセンター
五月二十六日	栗原市 鷺沢	午前十時三十分から午後二時三十分まで	鷺沢振興センター

○宮城県告示第二百五十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十九年六月二日	利府町 全域	午前十時三十分から午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農センター
同日	利府町 全域	午前十時から午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農センター
同日	利府町 全域	午前十時から正午まで	仙台農業協同組合東部営農センター

○宮城県告示第二百五十五号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年三月二十一日から平成二十九年四月四日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり